

ノ ー ト

犯罪と薬物

児 玉 一 郎

徳島県医師会

Crime and Drug

Ichiro Kodama

Tokushima Doctors Association

Key words : crime, drug

(はじめに)

日本において薬物乱用防止の言葉が巷に聞かれだして久しい。終戦後、軍部から流出した覚醒剤が敗戦で荒廃した社会に急激に広まって昭和29年をピークにした「第一次覚醒剤乱用期」が起こった。

昭和26年に覚醒剤取締法が制定され取締りが強化された結果昭和30年頃までには日本国内での密造が一掃され、乱用者も激減した。

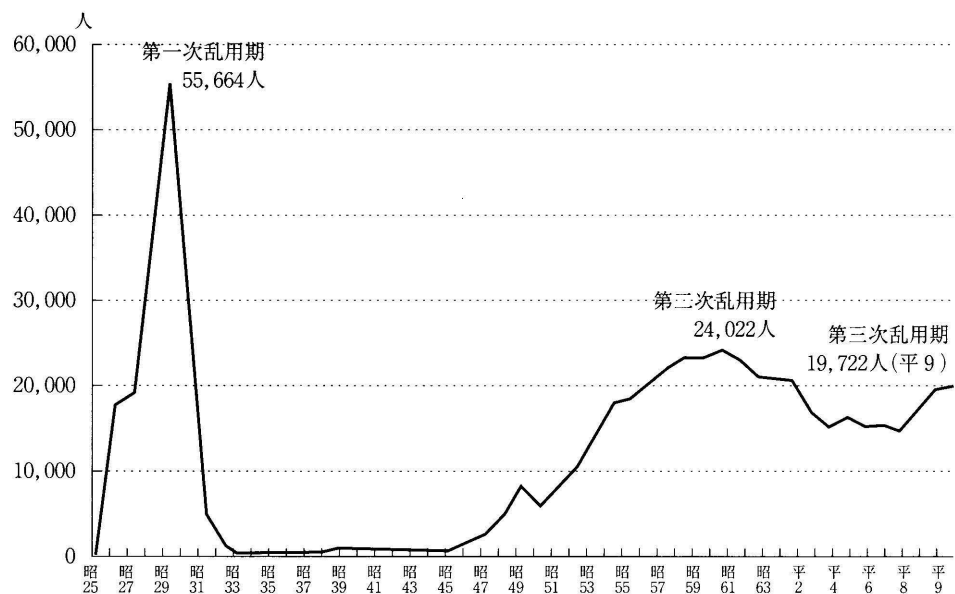
新たに韓国や台湾で密造が始まり暴力団が資金源として覚醒剤の密輸、密売を行なうようになり、それまで封圧されていた覚醒剤乱用が息を吹き返して昭和59年をピークにした「第二次覚醒剤乱用期」となった。

中毒者による殺人等の凶悪犯罪が多発し大きな社会問題となったが取締りの結果鎮静化に向った。

最近交通の便が非常によく新な広がりをみせている。自由奔放な経済大国と日本はなった。最近中国で大規模な密造が始まり従来の暴力団絡みの密売組織に加

えてイラン人等の来日外国人の密売組織が加わり市場拡大を日本に求めた結果、誰れでも、どこでも覚醒剤を入手出来るようになった。特に青少年の間では薬物乱用に対する罪悪感が希薄化し、ファッション感覚で捉える風潮が生じている。現在は「第三次覚醒剤乱用期」を向えていると言える。昭和50年代には1回分約0.03gが1万円程度で密売されていたが、今は2千円程度にまで下がっている¹⁾。

1) 覚せい剤事犯検挙人員の推移



高齢者社会になった今日、更に超高齢者社会化していく日本を担う若者達が今どのような状況下におかれているか又どのように対応しているかを知る必要がある。薬物乱用防止の方法を再検討するために、中年・青年・若者、特に夜の巷にたむろしている異様な雰囲気若者達に直接対話をして驚くべき結果を得たが活字化するにはあまりにも問題が大きすぎるために一部省略した。

シンナー、トルエン等の有機溶剤の乱用は毒物及び劇物取締法により規制されている。なお産業界は管理を厳重に行なうように指導する必要がある²⁾。規制薬物は構造式によって規制されているため構造の一部を他のものと置換して作った製品 (DESIGNER DRUG) は規制の対象にはならない。

○日本における薬物乱用に関する法律の規制と罰則³⁾

マレーシア、シンガポール等では死刑があるが日本の罰則では死刑はない

2) 薬物乱用防止のための法律

1. 覚醒剤取締法	覚醒剤の乱用
2. 大麻取締法	大麻 (マリファナ) の乱用
3. 麻薬及び向精神薬取締法	ヘロイン、コカイン、LSD、精神安定剤などの乱用
4. アヘン法	アヘンの乱用
5. 毒物及び劇物取締法	シンナー、トルエン等の有機溶剤の乱用

※上記1～4を、いわゆる薬物四法という

3) 日本における薬物乱用に関する法律の規制と罰則

法律	薬物	態様					
		輸出・輸入	製造	栽培	譲渡・譲受	所持	不正使用
覚せい剤取締法	覚せい剤	A	A		B	B	B
	覚せい剤原料 (エフェドリンなど)	B	B		E	E	E
麻薬及び向精神薬取締法	ヘロイン	A	A		B	B	B
	その他の麻薬 (モルヒネ、コカイン、LSD など)	C	C	C	D	D	D
	向精神薬	G	G		譲渡のみ H	譲渡目的のみ H	
あへん法	けし (けしがら)	C		C	D	D	D
	あへん	C	C		D	D	D
大麻取締法	大麻 (マリファナなど)	F		F	G	G	

(この資料は、罰則のすべてではなく、一般に乱用されている薬物について、乱用とその周辺行為に関する罰則を掲載したものである。)

1. アルファベットの記号は、次の通り罰則を表す。

- A…非営利犯 1年以上の懲役
営利犯 無期又は3年以上の懲役
情状により1000万円以下の罰金を併科
- B…非営利犯 10年以下の懲役
営利犯 1年以上の懲役
情状により500万円以下の罰金を併科
- C…非営利犯 1年以上10年以下の懲役
営利犯 1年以上の懲役 情状により500万円以下の罰金を併科 (あへん法は300万円以下)
- D…非営利犯 7年以下の懲役
営利犯 1年以上10年以下の懲役 情状により300万円以下の罰金を併科 (あへん法は100万円以下)
- E…非営利犯 7年以下の懲役
営利犯 10年以下の懲役 情状により300万円以下の罰金を併科
- F…非営利犯 7年以下の懲役
営利犯 10年以下の懲役 情状により300万円以下の罰金を併科
- G…非営利犯 5年以下の懲役
営利犯 7年以下の懲役 情状により200万円以下の罰金を併科
- H…非営利犯 3年以下の懲役
営利犯 5年以下の懲役 情状により100万円以下の罰金を併科

2. 使用については、麻薬及び向精神薬取締法では“施用”，あへん法では“吸食”と規定されている。製造については、あへん法では“採取”と規定されている。

シンナー等の有機溶剤については、毒物及び劇物取締法により摂取、吸入等が規制されている。罰則は以下のとおり。

毒物及び劇薬取締法	・ シ ト ル エ ン	①摂取、吸入またはそのための所持：1年以下の懲役あるいは3万円以下の罰金又は併科 ②①の目的を知ったうえでの販売、授与：2年以下の懲役あるいは5万円以下の罰金又は併科
-----------	----------------------------	--

○薬物の種類と特徴⁴⁾

4)

薬物名	中枢作用	精神依存性	耐性	身体依存性	乱用時の主な症状	主な退薬症状	規制
1. ニコチン	興奮	++	+++ (*1)	±	覚せい、鎮静、食欲減退、満足感	焦燥、不安、不眠、集中困難、食欲亢進	未成年者喫煙禁止法
2. アルコール	抑制	+++ (*2)	++	+++	精神発揚、抑制、運動失調、陶酔感	不眠、抑うつ、振戦、痙攣、せん妄、発熱	未成年者飲酒禁止法
3. あへん類	抑制	++++ (*2)	+++	++++	縮瞳、便秘、呼吸抑制、鎮痛、傾眠、陶酔感	流涙、鼻汁、瞳孔散大、嘔吐、腹痛、下痢、苦悶、失神	麻薬及び向精神薬取締法により麻薬として規制
4. パルピツール類	抑制	+++ (*2)	++	+++	鎮静、睡眠、麻酔、運動失調、陶酔感	不眠、抑うつ、振戦、痙攣、せん妄、発熱	麻薬及び向精神薬取締法により向精神薬として規制
5. ベンゾジアゼピン類	抑制	++	+	++	鎮静、傾眠、多幸福感	不安、不眠、抑うつ、振戦、痙攣	麻薬及び向精神薬取締法により向精神薬として規制
6. シンナー類	抑制	++	なし	なし (*4)	精神発揚、運動失調、幻想、多幸福感	不安、不眠、抑うつ、ときどき振戦	毒物及び劇物取締法
7. コカイン	興奮	++++	なし	なし (*4)	散瞳、発汗、陶酔感、痙攣、幻覚妄想	反跳現象としての傾眠、脱力、抑うつ、焦燥	麻薬及び向精神薬取締法により麻薬として規制
8. アンフェタミン類	興奮	+++	+	なし (*4)	散瞳、活力増進、陶酔感、幻覚妄想	反跳現象としての傾眠、脱力、抑うつ、焦燥	覚せい剤取締法
9. LSD	興奮	+	++	なし	感覚変容、幻覚	なし	麻薬及び向精神薬取締法により麻薬として規制
10. 大麻	抑制	++	++	なし (*4)	幻覚、見当識低下、陶酔感、幻覚妄想	シンナーに類似	大麻取締法

注 *1：主として急性耐性（タヒフィラキシー）。 *2：身体依存の形成に伴う増強がある。
 *3：幻覚等の精神病症状は逆に強まる。 *4：軽度の身体依存性があるとする意見も強い。
 (柳田知司, 1990 一部改変)

○最近5年間における薬物事犯検挙状況の推移⁵⁾

覚醒剤事犯が増加している

5) 1 覚せい剤事犯検挙・押収状況の推移

年別区分	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	前年同期比 (%)
検挙人員	15,252	14,655	17,101	19,420	19,722	1.6
暴力団(人)	6,401	6,329	7,377	7,912	7,817	-1.2
同上記 (%)	42.0	43.2	43.1	40.7	39.6	↓1.1
押収量(kg)	96.3	313.3	85.1	650.8	171.9	-73.6

2 麻薬事犯検挙・押収状況の推移 (コカイン事犯)

年別区分	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	前年同期比 (%)
検挙人員	116	130	111	78	59	-24.4
暴力団(人)	31	21	22	14	22	57.1
同上記 (%)	26.7	16.2	19.8	17.9	37.3	↑19.4
押収量(kg)	25.7	20.0	36.0	30.0	25.3	-15.7

麻薬事犯検挙・押収状況の推移 (ヘロイン事犯)

年別区分	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	前年同期比 (%)
検挙人員	101	72	71	36	44	22.2
暴力団(人)	5	11	4	2	5	150.0
同上記 (%)	5.0	15.3	5.6	5.6	11.4	↑5.8
押収量(kg)	14.1	10.2	7.6	4.0	6.0	50.0

3 大麻事犯検挙・押収状況の推移

年別区分	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	前年同期比 (%)
検挙人員	1,933	2,003	1,481	1,228	1,104	-10.1
暴力団(人)	518	420	350	282	293	3.9
同上記 (%)	26.8	21.0	23.6	23.0	26.5	↑3.5
押収 大麻樹脂	29.6	95.3	125.0	144.5	105.4	-27.1
乾燥大麻	606.9	93.8	204.8	153.1	135.5	-11.5

(注)押収量の単位は、kg。

4 シンナー等有機溶剤事犯の検挙状況 (触法少年を含む) [摂取・所持]

年別区分	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	前年同期比 (%)
検挙人員	12,504	10,564	8,072	6,848	6,018	-12.1
少年(人)	9,499	7,437	5,514	4,548	4,210	-7.4
同上記 (%)	76.0	70.4	68.3	66.4	70.0	↑3.6

○少年による覚醒剤乱用犯の現状について⁶⁾

覚醒剤事犯で高校生の乱用が増加している。

6) 覚せい剤乱用少年の補導状況

	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	8年1-6月	9年1-6月
総数	986	769	943	1001	980	827	1079	1436	643	812
内 中高校生	37	36	55	53	55	54	111	235	93	128

中・高校生の補導状況

総数	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	8年1-6月	9年1-6月
中学生	16	9	15	14	17	13	19	21	12	21
内 女子	14	9	12	12	16	13	14	14		
高校生	21	27	40	39	38	41	92	214	81	107
内 女子	13	18	27	31	22	23	59	131		
中高校生全体	37	36	55	53	55	54	111	235	93	128
内 女子	27	27	39	43	38	36	73	145		
中高校生割合	3.8	4.7	5.8	5.3	5.6	6.5	10.3	16.4	14.5	15.8

* 覚せい剤乱用少年に占める中高生の割合 (警察庁調べ)

○徳島県下における覚醒剤事犯等取締状況⁷⁾

7) 1 覚せい剤事犯

覚せい剤事犯前年対比表

検挙件数等 年 別	総 数		人 員 の 内 訳			押収量(g)
	件 数	人 員	暴力団	女 性	少 年	
平成7年	114	75	27	12	6	9.22
平成8年	133	77	25	17	2	111.74
増 減	+19	+2	-2	+5	-4	+102.52

覚せい剤事犯年次別検挙状況等 (過去5年間)

年 別	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年
件 数	90	42	83	114	133
人 員	68	27	68	75	77
押収量 g	1,283	12.8	22.5	9.2	111.7

2 大麻事犯

大麻事犯前年対比表

検挙件数等 年 別	総 数		人 員 の 内 訳			押収量(g)
	件 数	人 員	暴力団	女 性	少 年	
平成7年	12	9	1	1	0	0.65
平成8年	28	11	3	3	2	496.74
増 減	+16	+2	+2	+2	+2	+496.09

3 麻薬等事犯

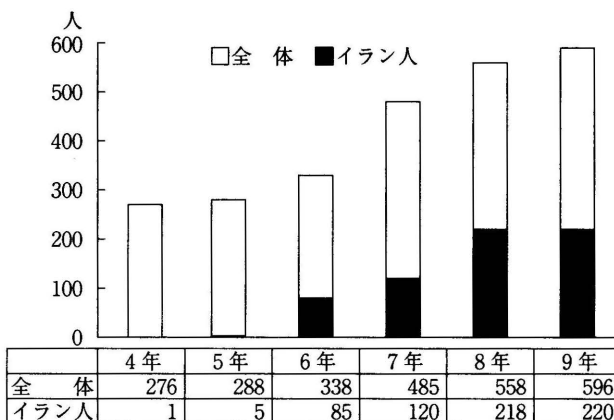
麻薬等事犯前年対比表

検挙件数等 年 別	総 数		人 員 の 内 訳			押収量(g)
	件 数	人 員	暴力団	女 性	少 年	
平成7年	4	3	0	0	0	0.374
平成8年	12	4	0	3	0	105錠
増 減	+8	+1	0	+3	0	

○来日外国人による覚醒剤事犯検挙状況

イラン人、フィリピン人が多数を占めているが特定の国を中傷するものではなく、これが現実である⁸⁾

8) 来日外国人の覚せい剤事犯検挙状況



イラン人薬物密売組織による末端密売の活発化

○ 複数薬物の無差別密売の組織化

- ・ 大部分は不法滞在の上、複数薬物を所持
- ・ イラン人による麻薬特例法第8条違反の急増(4～8年2件→9年10件)
- ・ 来日外国人の覚せい剤営利所持・譲渡事犯の中ではイラン人の割合が高い

○平成8年徳島県下女子少年の性非行等^{9,10)}

これらが薬物乱用や犯罪の原因となる可能性がある

9) 女子少年の性非行等調 (学職別, 態様別)

学職別 態様別	総 数	学 生 ・ 生 徒					有 職 少 年	無 職 少 年	
		小 計	小 学 生	中 学 生	高 校 生	大 学 生 其 他			
総 数	54	33		11	21		1	4	17
売春(売春防止法)	6								6
淫行(児童福祉法第34条1項6号)	1	1			1				
淫行(刑法第182条)									
みだらな性行為(保護条例)	17	10		4	6			4	3
不純な性行為(く犯送致)	2	2		2					
上記以外の不純な性行為	28	20		5	14		1		8

注 法令が競合している場合には、主たる法令について計上すること。

10) 女子少年の性非行等調 (学職別, 動機別)

動機別	学職別	総 数	学 生・生 徒						有 職 少 年	無 職 少 年
			小 計	小 学 生	中 学 生	高 校 生	大 学 生	そ の 他		
総	数	54	33		11	21		1	4	17
自 ら す す ん で	小 計	46	28		11	16		1	4	14
	遊ぶ金が欲しくて	1								1
	興味(好奇心)から	12	8		2	6			4	
	セックスが好きで	17	9		4	5				8
	生活苦等金に困つて									
	自 暴 自 棄	1	1					1		
	特定の男が好きで	14	9		4	5				5
そ の 他	1	1		1						
誘 わ れ て	小 計	6	3			3				3
	遊ぶ金が欲しくて	3								3
	興味(好奇心)から	3				3				
	頼まれて別の男と									
	そ の 他									
だまされて										
おどされて	2	2			2					
そ の 他										

注:「その他」の欄については、具体的にその動機を記入すること。

(まとめ)

高齢者, 超高齢者社会を担う若者達を薬物乱用や社会悪から護るには大別して,

- (1) 麻薬取締官, 警察官等により供給源を絶つ,
- (2) 薬物に対する正しい知識を若者達に教えて乱用者を無くする, という二つの方法がある。

若者達が困難に直面した時に相談しやすいのは第一に友人, 次いで, 母親であるが未成年の友人では充分に対応できない。又母親が勤務に出ている愛情が必要な時に

子供に十分に伝わらないし, 又母親の無力さも子供に精神的打撃を与える原因になっていると推察される。

警察官は相談相手としてはアレルギー反応が強すぎ, あまりにもお役所的で不向きであるが制服を脱ぎ場所と言葉の使い方を選べば父親のように充分対応できる。

教師は生活相談に関しては口先きだけでその場限りで全く信用できないと若者達は言う。誰れが教師達をその様な状態に追い込んだのか。これは非常に重大な問題であるが活字にするには反響があまりにも大きすぎる。医師については特に開業医には困った時に助けてもらっているため前者等に比べてまだ表面上は信頼されている。前記の人達が若者達に対応しているが個々の対応では限界があり相互の連携が重要である。特に徳島県の開業医は人口割合からみても全国トップテンに入り県下を隈なく網羅している。これらの開業医を組織化して母親にも参加して頂き地域社会全体で協力して啓蒙活動を行なうのも一つの良い方法と考えられる。

謝 辞

ご指導を頂きました徳島大学医学部泉啓介教授, 同久保真一教授, 徳島県警察本部生活安全部参事官兼生活安全企画課小島剛課長, 同生活安全部生活保安課豊永正矩課長, 生活安全部企画課少年対策室別宮憲治室長, 徳島県教育委員会安芸武教育長, 同岡本武文教育次長, 同蔭山久代体育保健課指導主事に深謝致します。

文 献

内容が薬物四法に関するものであるため個人で資料の収集が不可能であり統計, グラフ, 表等はほとんど全て諸官庁より発表(一部未発表)されたものを使用した。

- 1) 2) 5) 7) 8) 9) 10)

徳島県警察本部生活安全部, 1998

- 3) 4) 6)

財団法人 日本学校保健会 薬物乱用防止に関する指導 (高等学校), 東京, 1997